

本報告書は、以下に示す最重点施策及び重点施策を含め、当連合会が令和3年度に行った事業についてとりまとめたものである。今後とも、軽自動車・二輪車の業界団体としての責任を自覚しながら、より健全なクルマ社会の実現のために努力をしていくこととする。

#### ○最重点施策

- ・軽自動車OSS（新車新規）導入への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進
- ・収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進
- ・車体課税の見直しへの対応
- ・流通改善対策の推進

#### ○重点施策

- ・事務所における軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進
- ・組織の自立運営の支援
- ・本部経費削減の取り組み推進
- ・軽自動車理解促進の推進
- ・軽自動車の普及促進
- ・軽自動車情報提供事業の普及拡大
- ・軽自動車の防犯・法令順守の促進
- ・保管場所の届出適正化と届出率向上
- ・二輪車自主リサイクル事業の推進
- ・軽自動車の自動検査証電子化に向けた適切な準備・対応

#### 1. 軽自動車の理解促進事業

##### （1）軽自動車に関する新車資料等の整理・公表

自動車産業記者会（全国紙等29社）及び全軽自協記者会（業界紙誌15社）など報道機関に対して、毎月定例で計12回にわたり「軽自動車新車販売速報」及び「軽自動車〔通称名別〕新車販売速報」の資料配布を実施した。また、令和3年8月には「軽自動車の世帯当たり普及台数について」の資料を発表した。

また、全軽自協ホームページ（以下、HP）で

は、国内で販売されているすべての軽自動車を掲載し、メーカーのHPにリンクさせるとともに、軽自動車のフルモデルチェンジ・マイナーチェンジ・機種追加などの情報も逐次追加した。

##### （2）軽自動車に関する諸手続きの案内

全軽HPには、軽四輪自動車及び軽二輪自動車の検査・届出、保管場所届出、軽自動車税申告等の案内について、前年度に引き続き諸手続き方法を掲載した。また、事務所の窓口で問い合わせに応じるとともに、電話による相談を本部及び事務所で受け付けた。

##### （3）全軽HPの運営状況

全軽HPは、当連合会の概要、新車情報や手続きの案内を含めた軽自動車の紹介、軽自動車と二輪車の販売・保有統計の掲載、情報提供事業の案内、廃棄二輪車取り扱いの案内など、多岐にわたる情報を掲載した軽自動車のポータルサイトとして運営している。特に統計情報は閲覧件数が高く、統計発表機関のホームページとして有効利用されており、アクセス件数（Google Analyticsのセッション数）は、令和3年度は55万9,349件となった。

##### （4）軽自動車普及拡大のための理解促進対策

令和3年度で42回目の実施となる軽自動車広報キャンペーンは、「理解促進広報キャンペーン」へと路線を変更してから17回目となった。

今回のキャンペーンでは、従来と同様に「軽自動車の社会公共的な重要性和特性を広く一般に訴えて理解促進を図る」ことを目的に、平成29年度からメインテーマとしているキャッチコピー「日本の原動力、軽自動車。」を継続使用するとともに、長引くコロナ禍において、人々のつながりが希薄になりつつある今だからこそ、様々な職業やライフスタイルに寄り添い、生活を支えている軽自動車の姿を「みんなの笑顔のリレーする車」と表現し、ムービーを中心とする新たなクリエイティブを制作して実施した。ムービーのBGMは、人気シンガーソングライターの川崎鷹也氏によるタイアップ書下ろし曲「Young Song」を採用した。

媒体としては、テレビCM、特設WEBサイトの設置、WEBを中心とするデジタル広告などを活用したほか、ディーラーと当連合会窓口向けポスターの配布などを実施した。

### (5) 軽自動車関係税制等の理解促進対策

#### I. 令和3年度の当連合会の税制改正・予算要望活動

ア. 令和4年度税制改正・予算に関する方針については、5月13日にWEB開催した第1回税制・広報委員会にて検討した方針案を理事会で審議し、通常総会で報告を行い、「全軽自協の税制改正・予算要望書(案)の作成・審議及び機関決定にあたっては、関係省庁・関係団体等の動向を注視・把握し、9月に開催予定の第2回税制・広報委員会の審議後、全軽自協の税制・広報委員長、会長の了解を得て決定することとしたい。」旨、承認を得た。

6月には国土交通省の税制要望ヒアリングにおいて、基本方針である「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」を訴えた。

当連合会の令和4年度税制改正・予算要望については、8月末に関係省庁の税制改正要望・予算概要が公表され、自動車関係団体の要望内容等も明らかになってきたことから、9月13日に第2回税制・広報委員会をWEB会議にて開催し、審議を経て、10月15日に機関決定となった。なお、例年、当連合会としては税制改正のみの要望書を作成していたが、令和4年度要望においてはカーボンニュートラル社会の実現に向けた要望事項を盛り込み、「税制改正等に関する要望」として機関決定した。

機関決定された要望書は、「軽自動車の会」顧問・委員をはじめ、関係国会議員に提出するとともに、11月以降、与党の関係部会や議員連盟等の税制改正ヒアリングへの出席時や、与党税制調査会関係の国会議員に直接陳情を行う際に提出し、軽自動車ユーザーに対する理解と配慮を求めた。

イ. 都府県地区軽自動車協会においては、会長等が中心となり、昨年までと同様に積極的に与党地元国会議員に対し、軽自動車の現状と課題について説明した上で、「軽自動車ユーザーへの更なる税負担増に反対」等について理解を求めた。

ウ. 11月下旬から自民党税制調査会小委員会での最終審議が始まる中で、与党国会議員に対し積極的に要望活動を行った。

※令和4年度税制改正要望事項は以下の通り

#### i. 税制改正要望事項

1. 軽自動車及び二輪車のユーザーに対する更なる税負担増に反対(最重点要望)
  - (1)軽四輪車等(新車)に対する軽自動車税の大幅な増税が平成27年度から実施され、二輪車(既販車含む)についても大幅な増税が平成28年度から実施され、ユーザーの税負担は将来的に年間1,000億円の増加が見込まれている。
  - (2)車体課税を国際比較すると、軽自動車の税負担が国際水準であり、軽自動車ユーザーへのこれ以上の負担増は許容できるものではない。
  - (3)今後、CASEやMaas等の進展により自動車を取り巻く環境が変わったとしても、安価でコンパクトな必要最低限のモビリティとして軽自動車や二輪車は国民の日常生活や経済活動に必要不可欠な存在。

以上の理由から、軽自動車ユーザー及び二輪車のユーザーの負担が増えることのないよう、軽自動車にかかる車体課税について、これ以上の増税は行わないこと。また、自動車関係諸税の課税のあり方の中長期的な検討を行うにあたって、軽自動車や二輪車のユーザーに税負担の増加を求めることには断固反対する。

#### ii. その他の要望事項

1. カーボンニュートラル社会の実現に向けて
  - (1)軽自動車ユーザーの選択肢を狭めることなく、多様なカーボンニュートラルの道筋を含めて政策を進めるよう、政府の支援をお願いしたい

(2)軽自動車における電動車や電気自動車の商品開発を加速するため、自動車メーカーや、バッテリーメーカーを含むサプライヤーに政策支援をお願いしたい。

(3)電気自動車やプラグインハイブリッド車の普及を促進するためのインフラ整備について、以下の2点に対して政策支援をお願いしたい。

①軽自動車が普及している地方部も含めての充電インフラ整備

②自動車販売・整備拠点における充電インフラや電動車整備機器類の導入・設置等の設備投資

(4)電動車への代替促進のため、購入者への政策支援をお願いしたい。

## II. 軽自動車関連諸施策の推進

11月中旬から末にかけて、自民党の運輸・交通関係団体委員会や自動車議員連盟政策懇談会、公明党自動車議員懇話会等のヒアリングにおいて、軽自動車の役割と貢献について資料を用いて説明するとともに、税制改正等について要望を行った。

## III. 要望活動の結果

12月10日、与党の令和4年度税制改正大綱が取りまとめられた。自動車関係諸税の見直しについては税制調査会での審議において、【長期検討】の項目に振り分けられ、令和4年度の改正項目として軽自動車税等に関する特段の記載はなかったものの、「課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討」との前年度大綱と同様の文言が記載され、検討事項として「自動車関係諸税については、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提

に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」と前年度大綱と同様の内容が記載され、電動化やシェアリングの進展に備え中長期的な検討が継続されることとなった。

## IV. 自動車税制改革フォーラムの税制要望活動

当連合会が参画し、自動車関連21団体で構成する自動車税制改革フォーラムでは、さらなる自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現に向け、コロナ禍を受けた状況に配慮しつつ、活動を展開した。具体的には、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを回避するため、SNSを使ってユーザーに過重な自動車関係諸税の軽減活動について訴求する活動を展開。若者をはじめ、広く一般にアピールできるTwitter（ツイッター）を活用して実施した。

### 2. 軽自動車統計情報提供事業

(1) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の広報

(2) 軽自動車・二輪車の一般統計情報の出版

### 3. 軽自動車検査電子情報提供事業

(1) 軽自動車検査情報の電子的提供

(2) 軽自動車検査情報の統計加工データの提供

### 4. 軽自動車・二輪車の防犯・法令順守促進事業

(1) 軽自動車・二輪車の不正流通防止対策（流通確認）の維持・継続

当連合会は、昭和42年の協会発足以来、民事登録制度のない軽四輪車の盗難、詐欺等による不正な届出を防止し、流通上の事故の防止を図るため、所有者の印鑑が押印された軽自動車所有者承諾書及び軽自動車検査証返納確認書により、所有者又は使用者の流通上の正当性を確認する流通確認業務を実施している。今年度も昨年度に引き続き、全国の事務所の窓口においてこれらの業務を実施した。

また、令和3年1月より行政手続きの簡素化等の観点から、申請書等の押印・署名が廃止されたが、当連合会では、今後も不正流通を防止する観点から、当連合会の流通確認制度について、引き

続き、会員ディーラーや一般の来場者へ説明を行い、適切に実施をしている。

## (2) 軽自動車・二輪車の防犯情報提供の協力

軽自動車検査協会に盗難の届出があった軽自動車については、同協会の電算システムにより、全国のいずれの事務所窓口においても自動的にチェックがされ、不正手続きの未然防止が図られることとなっている。このことから、使用者等から軽自動車が盗難にあった旨の届出が事務所にあった場合には、軽自動車の流通確認業務の一環として、軽自動車検査協会を案内することとしている。

詐欺にあった旨の届出があった場合又は事務所窓口において偽造印鑑等の使用による不正な届出を発見した場合には、当該事務所窓口からの通報をもとに本部から全国の事務所へ通報することにより、その車両に係わる名義変更等の不正届出の発見に努め、不正手続きの防止を図っている。

事務所窓口における軽自動車の偽造印鑑等の使用による不正手続きの発見件数は、本年度は1件であった。これは、名義変更の申請書に偽造印鑑が旧所有者印として使用されていたものを、職員が発見し不正な手続きを未然防止したものである。

## (3) 軽自動車の保管場所届出の推進

保管場所確保及び保管場所届出励行対策としては、当連合会が自主的に定めた規程や各種通達をもとに次のような対策を実施し、前年度に引き続いて保管場所確保及び届出励行推進を図った。

### ① 会員ディーラーの販売時の対応

各軽自動車協会の会員ディーラーが取り扱った車両（傘下業販扱いを含む。）については、注文書作成の際に購入者の保管場所の所在地を確認のうえ、保管場所届出用紙の記載を求め、警察署への届出を代行するとともに、保管場所届出管理台帳によりその届出状況を把握する。

### ② 会員ディーラーが自社名義で届出した場合の対応

都府県地区軽自動車協会の会員ディーラーにおいては、自社名義の商品車についても必ず保管場

所の届出をする。また、軽自動車の新車の保管場所の取扱いについては、全ての地域で、自社名義の車両は新車新規検査申請時に、都府県地区軽自動車協会に対して、別に定める報告書を提出する。

### ③ 業販店、整備事業者、中古車販売事業者及び一般ユーザーに対する届出励行の呼びかけ

中古新規検査又は名義変更等については、事務所の窓口における申請書類整備確認の際に、届出励行勧奨チラシを手渡す等により届出励行を呼びかける。

### ④ 会員ディーラーの保管場所届出率向上対策の推進

都府県地区軽自動車協会では、会員ディーラーの保管場所届出管理台帳をもとに、月別届出必要件数及び届出件数を銘柄毎に集計し、届出率を算出のうえ代表者会議等の機会を捉え、届出率の向上対策について協議をする。

### ⑤ 保管場所届出率向上のための対応

当連合会では全国の保管場所届出状況を集計し、これらの資料をもとに各ブロック会議、全国事務局長会議及び都府県地区軽自動車協会における代表者会議等において保管場所届出率の向上を図っているところであり、メーカーに対しても、都府県地区別・銘柄別の保管場所届出率の実態を示し、届出率向上対策推進の協力を要請している。また、届出率が95%以下の会員ディーラーには、当該軽自動車協会より改善の要請を行い、会員ディーラーの届出率が95%を下回る当該軽自動車協会に対しては、当連合会より改善の要請を行っている。

## 5. 軽自動車・二輪車の安全環境対策事業

### (1) 軽自動車・二輪車の安全環境対策への協力

- ① 不正改造車を排除する運動の実施
- ② 自動車点検整備推進運動の実施
- ③ 「自動車整備人材確保・育成推進協議会」への参画・協力

### (2) 軽自動車・二輪車の安全運転普及運動の推進

- ① チャイルドシート指導員養成研修会の周知

## ② 自賠責保険制度のPRの推進

### (3) 軽自動車のリコール情報の提供

#### ① 軽自動車検査情報の電算編集処理及び提供

軽自動車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会及び日本自動車輸入組合との軽自動車検査情報提供契約に基づき、情報利用者である軽自動車メーカー等各社への提供を行った。当年度における軽自動車検査情報は1,170万件であった。

#### ② 検査対象外軽自動車届出情報の収集、電算編集処理及び提供

軽二輪届出情報については、令和元年7月に軽二輪窓口業務が国の運輸支局へ移管されたことに伴い、国土交通省から直接提供を受けている。

軽二輪車のリコール情報について、一般社団法人日本自動車工業会との検査対象外軽自動車届出情報提供契約に基づき、情報利用者である軽二輪メーカー各社への提供を行った。当年度における検査対象外軽自動車届出情報（軽二輪）は57.6万件であった。

### (4) 軽自動車の引取等のリサイクルの推進

### (5) 二輪車の自主リサイクル対策の推進

#### ① 二輪車リサイクルの活動概況

#### ② 廃棄二輪車取扱店の現状

#### ③ 廃棄希望二輪車の回収処理と不法投棄の防止対策

## 6. 軽自動車流通改善関係事業

### (1) 軽自動車届出の平準化

次の事項を昨年度に引き続いて実施し、平準化に努めた。

① 月末4日間の新車新規検査申請件数を月間件数の40%以下とすることを目標としており、目標達成に向けて未達成のディーラーに対して一層の協力を要請する。

② 各月月末最終日午後については、当分の間、窓口業務の平準化のため、使用者がディーラー名義の車両の申請（届出）は自粛する。

### (2) 軽自動車届出の適正化

#### ① 「軽自動車流通改善統計月報」の継続的な発行

流通改善を図るために「軽自動車流通改善統計月報」を流通委員会委員長名で毎月発行し、各軽自動車協会に対しすべての会員ディーラーに流通改善指標の共有を図った。

#### ② 軽自動車届出の適正化

引き続き、各都府県地区軽自動車協会で収集した使用者がディーラー名義の車両の銘柄別台数を各軽自動車協会の流通委員会等に提出し、ディーラー名義車両台数の数字の精度の向上と自社登録の届出の適正化に努めた。

#### ③ 流通委員会の開催

次のとおり、流通改善に係る検討・意見交換等を行った。

#### ア. 流通改善指標の評価と注視

都府県地区軽自動車協会及び銘柄販売店会においてそれぞれ未使用車問題等の流通改善の実効を上げるために、委員会として、「軽自動車流通改善統計月報」により自社名義比率等の流通改善指標の推移を評価するとともに、継続的に注視している。

#### イ. 未使用車流通市場の実態調査に関する調査項目等の検討

未使用車流通市場の実態の把握については、昨年度から調査会社に委託して調査を実施したところであるが、5月の流通委員会において、調査会社から実態調査結果（概要版）の説明を受けるとともに、調査結果等について議論・検討を行なった。

### (3) 軽自動車の流通上の課題への対応

#### ① 自動車公正取引推進に対する協力

#### ② 中古自動車査定制度推進に対する協力

## 7. 軽自動車検査関係支援協力事業

### (1) 軽自動車検査の申請窓口業務への協力

#### ① 通達等の周知徹底

#### ② 自動車登録等適正化推進運動の実施

#### ③ 軽自動車検査協会の窓口業務の受託

本年度における請負業務としての実施件数は、申請書類整備確認及びOCR投入業務が763.2万件、並びに自動車検査証返納等業務が295.6万件であった。

- ④ 窓口業務におけるCS・接遇向上対策
- ⑤ 事務所職員業務研修会

## **(2) 軽自動車検査手数料の収納業務への協力**

### **(3) 軽自動車OSS導入（新車新規）への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進**

令和3年度の軽自動車OSS（継続）の申請件数は361.5万件となり、前年度対比27.7%増となった。申請件数が増える中、当連合会は、令和3年度事業計画の最重点施策「軽自動車OSS（新車新規）導入への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進」に取り組んだ結果、全53事務所中49事務所（令和4年3月末現在）で、受託先を316事業者から354事業者を増やし、申請代行件数も約87万2,000件から約100万4,000件に増加した。

軽自動車OSS（新車新規）については、現時点で運用の開始時期が未定となっているが、昨年度に引き続き、軽自動車検査協会や国土交通省及び関係諸団体から進捗状況等について情報収集を行い、それらの事項について、理事会や全国事務局長会議等の機会を捉え、適宜報告を行った。

### **(4) 軽自動車の自動検査証電子化に向けた適切な準備・対応**

#### **①自動車検査証の電子化に関する検討会への参画**

国土交通省では、平成30年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」を踏まえ、自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）の充実・拡充を図るため、自動車検査証の電子化に向けた検討を進め、基本コンセプトや導入に当たっての技術的要件を取りまとめるため、自動車局に有識者等からなる検討会を設置し、当連合会からも自動車検査証の電子化は、軽自動車も対象としたものであることから、専務理事が検討委員と

して参画した。

本検討会は終了したが、令和3年度も国土交通省において、報告書に基づき電子化後の車検証の様式や記録等事務代行者等について具体的な検討が行われており、当連合会も意見照会等に対応した。

#### **②記録等事務代行制度に向けた準備・対応**

令和元年5月24日に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）において、自動車検査証を電子化（ICカード化）するとともに、国土交通大臣が継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務を委託する制度（以下、「記録等事務代行制度」という。）を創設することとされた。

当連合会では、軽自動車OSS（継続）の申請代行を依頼されている事業者等の利便性向上を図るため、全国の事務所で記録等事務の委託を受けるとしており、国土交通省及び地方運輸局等が開催した説明会に、本部職員及び各事務所職員が参加した。

## **8. 軽自動車の検査関係業務の受託事業**

### **(1) 軽自動車税の徴税関連業務への協力**

- ① 軽自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（種別割）申告書の受付等の業務
- ② 軽自動車税納付情報提供サービス

「軽自動車税納付情報提供サービス」を平成25年4月から全国展開している。令和2年3月末現在で2県99市区町村に対し本サービスの提供を実施している。

#### **③ 検査情報の提供**

### **(2) 軽自動車税関係手続の電子化に関する情報収集と適切な準備・対応**

総務省では、軽自動車税環境性能割及び種別割の申告又は報告並びに継続検査等における種別割の納付の有無の事実の確認について、国土交通省の自動車登録検査業務電子情報処理システム等の更改時期（令和5年1月予定）に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とすることとし

ており、それら情報について、国土交通省及び軽自動車検査協会から情報収集を行った。

### (3) 軽自動車の検査関連業務の受託

### (4) 軽自動車検査申請等代行事業の取り組みと拡大推進

#### ① 軽自動車OSSの申請代行

令和3年度事業計画の最重点施策として、「軽自動車OSS導入（新車新規）への着実な対応並びに軽自動車OSS（継続）の更なる利用の促進」を盛り込み、本部及び各事務所で積極的に取り組んだ。

具体的には、軽自動車OSS（継続検査）を開始していない事業者に対し説明会を開催する等、参加事業者の拡大に取り組んだ。その結果、令和4年3月末時点で、全53事務所中49事務所で申請代理人として軽自動車OSS（継続検査）申請代行事業を実施し、354事業者から依頼を受け、累計233万台の申請代行を実施した。

また、現時点で運用開始時期は未定であるが、軽自動車OSS（新車新規）についても、軽自動車検査協会の運用が開始された際、速やかに申請代行事業が開始できるよう準備を進めている。

#### ② 軽自動車用申請代行業務システム（標準代行システム）

当連合会の軽自動車用申請代行業務システム（標準代行システム）のサポート運用可能期間が終了することから、令和2年度から本部内にプロジェクトチーム（千葉・長崎事務所も参加）を立ち上げ、軽自動車OSS（継続・新車新規）にも対応したシステムへの更改について、方針・計画の策定及びシステムの要件定義等の検討を行い、令和3年9月に同システムが完成した。10月には概要説明会を開催し、各事務所において導入準備を進めている。

## 9. 軽自動車用紙関係事業

### (1) 軽自動車の流通確認用紙の印刷・頒布

## 10. 組織運営改善対策

### (1) 会議の開催

### (2) コロナ禍での感染防止対策の徹底とリモート会議の取り組み推進

#### ① コロナ禍での感染防止対策の徹底

ア. 自動車販売（小売、卸売）業における感染予防対策のガイドライン

イ. 事務所の新型コロナウイルス感染防止対策支援及び業務継続体制の確認

ウ. 国土交通省等からの協力依頼に対する対応

#### ② リモート会議の取り組み推進

新型コロナウイルス感染症の感染状況から、全軽自協の事業運営において事務所におけるリモート会議体制の環境整備が必要と判断し、令和3年2月頃から準備を開始していたノートPCについて、事務所毎に各種アカウント設定及びソフト等の使用説明資料を作成し、53事務所に配布した。これに伴い、7月の新任事務局長会議を始め、全国事務局長会議などの全国会議にWEB会議を導入し、令和3年度に開催した46会議のうち、WEB会議を導入したのは35会議となり、当連合会におけるリモート会議化を推進した。

### (3) 会報の発行

### (4) 賞勲業務の実施

### (5) 収入減に伴う全軽自協事務所の維持継続のための取り組み推進

① 技術情報管理手数料収納代行手数料の小規模事務所への配賦について

② 小規模事務所支援の適用及び支援金の交付

③ 地方ブロック担当者制度

### (6) 本部経費削減の取り組み推進

① 「運営改善特別委員会」及び「同委員会専門部会」の開催

② 「軽自動車所有者承諾書」の価格改定と用紙変更

軽自動車所有者承諾書の販売価格については、消費税の導入・増税が実施されるとともに、諸物価や職員の労務単価が大幅に上がる中で昭和52年以降、価格に転嫁してこなかったが、5月の理事会で承認を受け、令和元年10月1日から同承諾書

の販売価格を 500 円から 600 円／部（税込み）に改定した。

③ 「小規模事務所への支援金交付制度」の適用

④ 地方ブロック担当者制度の設置

平成30年度に設けた地方ブロック毎の担当者（部課長）制度を通じて、意思疎通やコミュニケーションの強化を継続した。

#### **（５）本部経費削減の取り組み推進**

令和元年度予算の本部経費について総点検を行い、引き続き事業費や人件費等の経費削減に努めた。